

## 様式 I -6

### 基本契約書【JV】（案）に関する質問書に対する回答書

No	ページ	条番号	大項目	項目名	質問内容	回答
1	3	第8条	3	性能保証	尚書きに、「本項の請求は、運転管理業務委託契約の終了後1年以内は請求できるものとする」とありますが、同契約終了後に請求できる対象は性能保証期間（同契約終了まで）に発生した性能保証事項未達事態と理解してよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
2	3	第8条	3	性能保証	本条5項の大規模修繕の要否について決定した場合、その決定した時点を性能保証期間として認められ、当該大規模修繕が完了するまでの期間で起きた性能保証未達事態については、同条3項の規定は適用しないものとの理解でよろしいでしょうか。	性能保証期間については、契約終了までが対象期間であるため、大規模修繕の要否の決定に影響を受けるものではありません。 現在の第8条第6項においては、大規模修繕が不要と判断された場合のみを規定しているため、市が大規模修繕が必要と判断した場合において、市の都合で大規模修繕が未実施であった場合も対象となるように追加し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
3	3	第8条	4	性能保証	第8条4項の免責事由についてですが、「市の職員の誤操作」のみでなく、市の指示に起因した性能未達等市の帰責事由による場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。	免責事由に市の指示に関する条文を追加し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
4	4	第8条	9	性能保証	性能保証事項未達事態の発生後、本項に基づく市の最終的なご判断が下されるまでの期間に、設備の安定稼働に必要な応急措置等が発生した場合、その費用は、まず市と事業者、いずれかが一時的に負担するご想定でしょうか。 また、仮に事業者が一旦費用を負担した場合、その後の市の判断で、当該事態が事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと認められた際には、事業者が負担した当該費用を市にご請求できる、という理解でよろしいでしょうか。	第8条第1項に記載のとおり、事業者は性能保証事項の保証を負担するため、性能保証事項を満たさない事態が生じた際には、事由に関わらず、その対応のための費用は事業者が負担することになります。 後半については、性能保証事項未達事態と大規模修繕の未実施との因果関係があると決定した場合（事業者の責に帰すべき事由がある場合を除く。）や第8条第4項に該当する場合には事業者が負担した当該費用を市に請求することができます。

5	4	第8条	9	性能保証	<p>「上尾市上下水道審議会から意見が提出された場合には、当該意見の内容を尊重し、性能保証事項未達事態と大規模修繕の未実施との因果関係について決定する」とございますが、当該審議会の意見が事業者の意見と異なる場合、事業者にとって不利益な決定につながるものでありますので、デュー・プロセスの原則に則り、事業者側に聴聞の機会と上尾市上下水道審議会の事実認定に誤りがある旨を指摘をするなど弁明の機会を与えて頂けないでしょうか。かかる聴聞と弁明の機会を記載して頂けないでしょうか。</p>	<p>上下水道審議会などの開催前に、報告内容について、市と事業者にて協議する場を設けます。</p> <p>また、基本契約書【JV】の表記についても修正を行い、令和7年10月上旬にホームページ掲載を予定しております。</p>
6	6	第13条	1	賠償の予定	<p>賠償金及び違約金について、契約金額に対して乗数を乗じると記載がありますが、契約金額とは契約時点の金額であり、その後の物価変動については考慮されないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約金額は物価変動を考慮するものとします。</p>